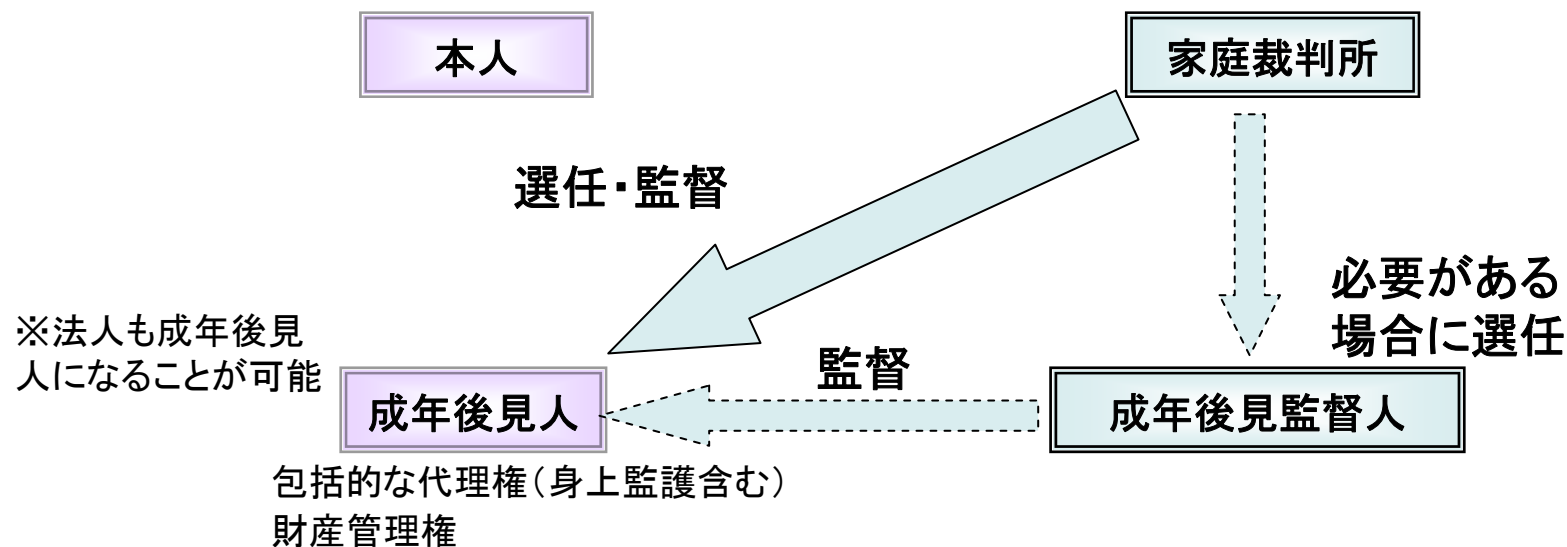


成年後見制度の概要

■ 民法に基づく制度

精神上的の障害(認知症・知的障害・精神障害など)により、判断能力が欠けているのが通常の状態にある者を保護・支援するための制度。この制度を利用すると、家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為を行い、本人または成年後見人が、本人がした不利益な法律行為を後から取り消すことができる。

ただし、自己決定の尊重の観点から、日用品(食料品や衣料品等)の購入など日常生活に関する行為については、取消しの対象にならない。



任意後見制度の概要

■ 任意後見契約に関する法律に基づく制度

本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというもの。

本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する任意後見監督人の監督のもと本人を代理して契約などをすることによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になる。

なお、成年後見人と異なり、任意後見人は取消権を有しない。

